

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）
第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後 前

別表第一（第三条及び第四条関係）
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存	
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	
(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	第六条の四第三項の規定による記録の保存
		第十八条の規定による記録の保存

表二～表四 (略)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録	
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録	
(略)	粉じん障害防止規則	第六条の四第三項の規定による記録
		第十八条の規定による記録

別表第一（第三条及び第四条関係）
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	
	(新設)	
	(新設)	
(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	(新設)
		第十八条の規定による記録の保存

表二～表四 (略)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	
	(新設)	
	(新設)	
(略)	粉じん障害防止規則	(新設)
		第十八条の規定による記録

附 則
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。